

えます。

富栄養化防止条例の制定から一年後の昭和 56 年（1981 年）には、条例の施行日である 7 月 1 日を記念して、大津市において県民討論会「身近な環境を考える集い」が開催され、この時に会場からの提案により、7 月 1 日を「よみがえれ碧いびわ湖の日（通称：びわ湖の日）」とすることが決定されました。その後、平成 8 年（1996 年）に制定された滋賀県環境基本条例において、7 月 1 日を「びわ湖の日」と決めました。現在もこの「びわ湖の日」を中心に、毎年 10 万人以上の人たちが琵琶湖の一斉清掃に参加するなど、琵琶湖の環境保全を象徴する日となっています。

3.2.3 「琵琶湖環境保全対策」と「びわ湖 A B C 作戦」

昭和 40 年代に進行していった琵琶湖水質などの環境悪化に対して、県では、公害防止条例などによる排水規制とあわせて、昭和 47 年（1972 年）に琵琶湖の水質や湖周辺の自然環境や景観を保全することを目的とした「琵琶湖環境保全対策」を策定します。同年には、琵琶湖総合開発事業により、下水道整備などの「保全」事業もスタートしますが、県ではこうした取組が個々に進められても琵琶湖の真の環境保全を図ることはできないとの観点から、琵琶湖および周辺の環境保全対策を有機的に結び付け、効率的に実施することを目指すものとして、この「琵琶湖環境保全対策」を策定しました。この「琵琶湖環境保全対策」では、「水質保全対策」、「琵琶湖周辺部環境保全対策」、「安定的な水量保持対策」の 3 つを柱に、下水道の整備や工場排水規制の強化、湖周辺の土地利用規制、造林事業の推進といった行政の施策を網羅するとともに、副知事を本部長とする「琵琶湖環境保全対策本部」を設置するなどし、事業を円滑かつ強力に推進する体制を整えました。こうした取組により、琵琶湖の水質悪化は、昭和 47 年（1972 年）以降小康状態となり、徐々に成果が現れてきたように見えてきましたが、その後、昭和 52 年（1977 年）に淡水赤潮が大発生するなど、再び悪化の傾向を示し、新たな取組が必要となっていました。

そこで、県では、昭和 55 年（1980 年）3 月に「新琵琶湖環境保全対策（通称：びわ湖 A B C（Access the Blue and Clean）作戦）」を策定します。昭和 47 年（1972 年）に策定した「琵琶湖環境保全対策」が、行政の施策を網羅した行政上の指針であったのに対し、「びわ湖 A B C 作戦」は、行政、県民、事業者が一体となって総合的かつ有機的に取組を進めようとするものであり、琵琶湖の課題をそれぞれの立場で自らのものとして捉え、「とりもどそう碧いびわ湖」のスローガンのもと、自治と連帯の輪を広げ、県民総参加により環境保全を推進していこうとするものでした。

「びわ湖 A B C 作戦」では、重点的な取組として、同年に施行された富栄養化防止条例などによる「水質保全対策の強化」や「湖周辺の保全の推進」、「環境保全推進のための調査研究の実施」とともに、「環境保全意識の高揚」を掲げ、施策として、環境保全に関する知識の普及や意識の啓発、環境教育の推進などが盛り込まれました。

こうした取組により、琵琶湖の水質は、横ばいないしは改善傾向を示すようにな

るなど、総合施策の成果が次第に現れはじめました。

その後、昭和 59 年（1984 年）に湖沼水質保全特別措置法（以下「湖沼法」という。）が成立し、この法律に基づき昭和 62 年（1987 年）3 月に「第 1 期湖沼水質保全計画」を策定したことや、同じく昭和 62 年（1987 年）に県の地域環境計画である「湖国環境プラン」を策定したことに伴い、「びわ湖 A B C 作戦」の内容はこれらの計画に包括されることとなったため、琵琶湖の水質保全対策は、長期的展望を「湖国環境プラン」に重ねつつ、湖沼法に基づく「湖沼水質保全計画」により進めていくこととなります。

3.2.4 琵琶湖に係る湖沼水質保全計画

国では、全国の湖沼において一般的に閉鎖性が強く水質の改善が進んでいないことを背景に、本県の富栄養化防止条例の制定も契機として、昭和 59 年（1984 年）に湖沼法が制定されます。昭和 60 年（1985 年）に、琵琶湖がこの法律に基づく指定湖沼（※）に指定されたことを受けて、琵琶湖の集水域に含まれている滋賀県と京都府は、昭和 62 年（1987 年）3 月に第 1 期湖沼水質保全計画（以下、「湖沼計画」という。）を策定し、その後、5 年毎に見直しを行いながら、総合的な水質保全対策を進めてきました。

昭和 61 年度（1986 年度）から平成 2 年度（1990 年度）までの第 1 期、平成 3 年度（1991 年度）から平成 7 年度（1995 年度）までの第 2 期を通じた取組後も、水質の目標値が未達成の状況にあったことから、平成 8 年度（1996 年度）に策定した第 3 期湖沼計画では、それまでの工場などの固定発生源対策や湖内での浄化対策に加えて、従来は実施が困難とされていた農業負荷対策をはじめとする面源負荷対策などに取り組むこととなりました。

平成 13 年度（2001 年度）に策定した第 4 期湖沼計画では、それまでの対策の推進に加えて、対策により汚濁負荷が着実に削減されてきたにもかかわらず、湖内の水質改善につながっていない状況が見られたことから、その原因究明と対策についての調査検討を行うこととなりました。

平成 18 年度（2006 年度）に策定した第 5 期湖沼計画からは、平成 11 年度（1999 年度）に策定したマザーレイク 21 計画を湖沼計画の長期ビジョンとして位置付け、その目標の達成に向けて、段階的に水質の改善を目指していくこととなりました。また、COD（化学的酸素要求量）の流入負荷量の削減が水質改善に結びつかない要因として難分解性有機物の存在が考えられるようになってきたことから、これについての調査研究やその対策等の検討を行っていくこととなりました。あわせて、特に水質改善が必要とされる赤野井湾について、湖沼法第 26 条に基づき、赤野井湾流出水対策推進計画を新たに策定しました。

平成 28 年度（2016 年度）に策定した第 7 期湖沼計画では、流入負荷が削減されてきているにもかかわらず COD 値が減少しない背景として、食物連鎖につながらない難分解性有機物の増加など、物質循環の様相が大きく変化してきている可能性を想

定し、生態系も視野に入れた新たな水質管理手法を検討していくこととしました。また、平成 28 年（2016 年）3 月に底層 DO（溶存酸素量）が新たな環境基準となったことや、琵琶湖において生物の生存に影響があるといわれる 2 mg/L を下回る貧酸素の状況が確認されるようになってきたことから、底層 DO に関するモニタリングについても明記することとなりました。

※指定湖沼：水質環境基準が現に確保されていない等の湖沼であって、当該湖沼の水質汚濁の推移等からみて特に水質保全に関する施策を総合的に講ずる必要があると認められる湖沼として、湖沼法に基づき指定される湖沼。国内で 11 の湖沼が指定されている（令和 3 年（2021 年）1 月時点）。

3. 2. 5 琵琶湖水質保全対策行動計画と流域協議会

昭和 50 年代後半から昭和 60 年代にかけて、琵琶湖の水質は、富栄養化防止条例による排水規制や下水道整備の進展などにより、淡水赤潮の発生日数が減少するなど、一定の改善傾向を示しました。しかし昭和の終わり頃から平成にかけて、再び悪化の傾向を示すようになり、特に南湖東岸部に多い湾入水域においては、湖水が停滞しやすいなどの地形的要因もあいまって、アオコの発生が恒常化するなど富栄養化の状態が続いていました。

この頃より、それまでの対策の中心であった工場等からの排水規制や下水道整備などといった点源負荷対策（特定汚濁負荷対策）だけでは、水質の改善が十分に進まないことが明らかになりつつあり、点源負荷対策に加えて、農業排水や市街地排水などの面源負荷対策や土壌・生物等の自然が有する機能を重視した対策を講じるといった取組を進める必要が生じていました。こうした対策を進めるに当たっては、対象となる農地や市街地が地域住民等の生活の場であることから、保全活動への地域住民等の積極的な参画が重要となっていました。

こうした状況の中、琵琶湖総合開発事業終了後の平成 9 年（1997 年）7 月には、農林水産省と建設省（当時）の重点施策であった「重要湖沼を対象とした水質保全・環境対策の推進」の計画対象湖沼に琵琶湖が選定され、これを受けて、県を中心に近畿農政局や近畿地方整備局、関係市町村などの行政機関で構成する「琵琶湖水質保全対策行動計画推進協議会」により「琵琶湖水質保全対策行動計画」が策定されました。

この「琵琶湖水質保全対策行動計画」は、富栄養化が著しく、水質改善が特に求められる赤野井湾、浮舟、中間水路の 3 地域を対象とし、これらの水域における流入負荷量を昭和 40 年代頃の水準にまで戻すことを計画目標に、農林水産省と建設省が所管する各種事業を集中的に推進していくというものでした。また、この「琵琶湖水質保全対策行動計画」では、面源負荷対策や自然の有する機能を重視した対策等を地元市町村や地域住民と連携し、流域一体、官民一体となって進めていくこととされました。

これに前後して、平成 8 年（1996 年）には、水質汚濁が深刻な問題となっていた赤野井湾の流域において、水質の改善や豊かな生態系の再生を目指して、地域住民や自治会、各種関係団体、企業等が参加する「豊穰の郷赤野井湾流域協議会」が設立されており、「琵琶湖水質保全対策行動計画」における流域一体の取組の一翼を担う存在として、「ゲンジボタルが乱舞する故郷の再現」や「琵琶湖とセタシジミに親しむ故郷の再現」といった身近なわかりやすい目標を掲げ、自発的な活動が展開されました。この「豊穰の郷赤野井湾流域協議会」は、流域を水環境保全の基本的な単位として捉え、地域住民や各種関係団体等の多様な主体が参加する中で取組を進めていこうとする県内初の流域協議会であり、同時期に農業の面から水質や生態系の保全に取り組むことを目的に設立された「みずすまし協議会」と合わせて、後のマザーレイク 21 計画（第 1 期計画）における流域単位での取組の原型となるものでした。

3. 2. 6 世界湖沼会議

世界湖沼会議は、昭和 59 年（1984 年）に、滋賀県の提唱により、大津市で第 1 回が、「世界湖沼環境会議」という名称で開催されました。その背景は、1960 年代半ばの高度経済成長期を迎え、工業用水や都市用水の水源としての琵琶湖の役割が大きくなる一方で、富栄養化等により水質の悪化が深刻化する中、琵琶湖に関わる者全てが、この問題を乗り越えようと尽力してきました。この経験を世界に発信し、湖沼環境問題の解決に役立てようと、科学者、行政、市民などの枠を越えて話し合うという理念のもと開催されたものです。

その後、「世界湖沼会議」と名称を変え、ほぼ 2 年ごとに世界各地で開催され、世界の湖沼および湖沼流域で起こっている多種多様な環境問題やそれらの解決に向けた取組についての議論や意見交換の場となっています。また、第 1 回会議での国連環境計画（UNEP）のトルバ事務局長の提言を受け、昭和 61 年（1986 年）には、滋賀県が中心となって、国際湖沼環境委員会（ILEC）が大津市に設立されました（その後、平成 4 年（1992 年）に草津市下物町に移転）。ILEC は、開催国等と協力して、世界湖沼会議の開催・運営を行うほか、世界の湖沼の現状調査、湖沼環境管理のための研究セミナーの開催、海外技術援助事業の実施等、国内外の湖沼環境の健全な管理に向けた取組を推進しています。

	開催年	開催地	テーマ	主催	(参加数)	
					人数	国数
第1回 (LECS84)	1984年	滋賀県 大津市	湖沼環境の保全と管理 ー人と湖の共存の道をさぐるー	滋賀県	2,412	29
第2回 (WLC2)	1986年	米国 ミシガン州 マキノウ島	毒性物質による汚染問題 ー世界の大湖沼の水質を脅かす重要問題ー	ミシガン州	400	42
第3回 (WLC3)	1988年	ハンガリー ケストヘイ	富栄養化・酸性化・毒性物質汚染・モデリング・ 湖沼回復保全アプローチ・関係者の役割・環境問題全般	ハンガリー 環境保護水資源管理省	230	31
第4回 (WLC4)	1990年	中国 浙江省 杭州	湖沼の富栄養化	中国環境科学研究院	422	31
第5回 (WLC5)	1993年	イタリアピエモンテ州 ストレーサ	21世紀に向けた湖沼生態系保全戦略	イタリア水生生物研究所	357	44
第6回 (WLC6)	1995年	茨城県 つくば市/土浦市	人と湖沼の調和 ー持続可能な湖沼と貯水池の利用をめざしてー	茨城県	8,203	75
第7回 (WLC7)	1997年	アルゼンチン サンマルティン ・デ・ロスアンデス	後世のためにクリーンな自然湖沼環境を守る	アルゼンチン 国立水環境研究所	500	36
第8回 (WLC8)	1999年	デンマーク コペンハーゲン	持続可能な湖沼管理	コペンハーゲン市	487	60
第9回 (WLC9)	2001年	滋賀県 大津市	湖沼をめぐる命といとみなへのパートナーシップ ー地球淡水資源の保全と回復の実現に向けてー	滋賀県	3,617	75
第10回 (WLC10)	2003年	米国 イリノイ州 シカゴ	大湖沼への地球規模の脅威 ー不安定で予測不可能な環境下での管理ー	五大湖国際研究機関	700	36
第11回 (WLC11)	2005年	ケニア ナイロビ	湖沼流域の持続的管理に向けて ー世界の経験とアフリカ大陸の課題ー	ケニア政府	770	47
第12回 (WLC12)	2007年	インド ラジャスタン州 ジャイプール	将来に向けての湖沼と湿地の保全	インド 環境森林省	600	59
第13回 (WLC13)	2009年	中国 湖北省 武漢	湖沼生態系の復元 ー世界の挑戦と中国の取り組みー	中国環境科学学会	1,500	45
第14回 (WLC14)	2011年	米国 テキサス州 オースティン	湖沼、河川、地下水、海岸域の「つながり」を考える	テキサス州立大学 河川システム研究所	492	36
第15回 (WLC15)	2014年	イタリア ウンブリア州 ペルージャ	湖沼は地球の鏡 ー生態系と人間活動の健やかな調和に向けてー	ウンブリア 科学ミーティング協会	791	45
第16回 (WLC16)	2016年	インドネシア バリ島	湖沼生態系の健全性と回復力 ー生物多様性と種の絶滅の危機ー	インドネシア環境林業省	1,064	35
第17回 (WLC17)	2018年	茨城県 つくば市	人と湖沼の共生 ー持続可能な生態系サービスを目指してー	茨城県	5,500	50
第18回 (WLC18)	2021年	メキシコ グアナファト	より良い社会に向けた湖沼のガバナンス・回復力・持続可能性	グアナファト大学		

図 4 これまでの世界湖沼会議および次回開催予定

第3章第3節 マザーレイク 21 計画（第 1 期計画）

3.3.1 琵琶湖総合開発事業の成果と課題（平成 8 年 3 月時点）

昭和 47 年（1972 年）にスタートした琵琶湖総合開発事業は、25 年の歳月を経て、平成 8 年度（1996 年度）末に終結しました。

その成果と課題については、平成 8 年（1996 年）3 月に県が取りまとめた「琵琶湖総合開発の総合評価（中間とりまとめ）」において、次のように整理しています。

(1) 琵琶湖総合開発の成果

1) 県内での効果

保全対策では、下水道事業の推進により、生活系の流入汚濁負荷の削減に大きく貢献した。その結果は南湖流入河川の水質の改善に表れている。また、都市公園などの整備水準も高まり、下水道整備の進展等と合わせて県内の生活環境の改善に寄与した。治水対策では、湖岸堤、内水排除施設の整備や総合流入河川対策により、洪水・湛水被害の発生の防除が進んだ。また、造林等の事業によって周辺山地の水源かん養機能が高まった。利水対策では、水道、工業用水道等により水源の安定化が図られた。

地域産業の発展への効果としては、特に農業において土地改良事業により、水田整備率が全国でも上位となり、稲作労働時間の低減に貢献した。

水資源開発事業と一体として実施された地域開発事業により、県民の生活環境が改善されるとともに、その他近畿圏の大都市圏政策と社会経済情勢とがあいまって県内総生産の著しい伸長により県民福祉の増進が図られた。

2) 県内での効果と下流域での効果

（中略）滋賀県でのプラス面は県内総生産の伸びなどに表れており、下流域でのプラス面は新規用水供給による渇水被害の減少などに表れている。

水資源開発事業による下流阪神地域での効果と地域開発事業による上流滋賀県内での効果の双方が表れたことや総合開発を契機とする琵琶湖・淀川流域一体としての水質保全や節水への取組等により、近畿圏の健全な発展に寄与することができた。

(2) 今後の課題と方向

現在の琵琶湖の水質は、総合開発開始当時の水質と比較すると、COD、北湖の T-N の値については更に高くなっており、他の項目についても大きな低下はみられず依然として水質は回復していない。

また、その集水域は、総合開発による地域開発事業その他近畿圏の大都市圏政策と社会経済情勢があいまって、開発の進展や全国的な農林業を取り巻く環境の変化により、森林や農地等の緑地の減少が進んでいる。さらに、最近の気象変化により大幅な水位変動が目立ち、これらによる琵琶湖の生態系への

影響が懸念される。

このような情勢の中で、水資源を始めとする多様な価値を有する琵琶湖の恵みを後の世代に引き継いでいくためには、水が自然環境の根幹となって多様な生態系を支え人間社会の存立基盤を形成する重要かつ基本的資源であるとともに、県土を循環する再生可能な資源であることを踏まえ、国等の理解と支援を得て、琵琶湖とその集水域において、①水質の保全、②水源のかん養、③自然的環境・景観の保全、すなわち“琵琶湖の総合保全”のため、各種保全施策の総合的な実施を強力に推進していく必要がある。

3.3.2 マザーレイク 21 計画（第 1 期計画）の策定

平成 9 年（1997 年）に終結した琵琶湖総合開発では、琵琶湖の水資源の有効利用促進や、湖周辺の洪水、湛水被害の解消等に一定の成果がありましたが、この時代、琵琶湖を取り巻く情勢の変化等により、琵琶湖の水質をはじめとする自然環境は大きく変貌しつつあり、琵琶湖の価値が損なわれるおそれが生じていました。

この課題に対応していくためには、環境問題の解決を一つの文化の創造と捉え、大量生産、大量消費型と言われる現代の暮らしを、自然と人との共生に立脚した環境調和型の暮らしに転換する必要があると考えられました。

そうした観点から、県では、平成 9 年（1997 年）から 2 か年にわたって実施された国の 6 省庁（国土庁、環境庁、厚生省、農林水産省、林野庁、建設省（いずれも当時））による「琵琶湖の総合的な保全のための計画調査」に基づき、平成 12 年（2000 年）3 月に、水質保全、水源かん養、自然的環境・景観保全等の幅広い取組を進めるための計画、琵琶湖総合保全整備計画（マザーレイク 21 計画）を策定しました。

こうしてスタートしたマザーレイク 21 計画では、「琵琶湖と人との共生」を基本理念に掲げ、「共感（人々と地域との幅広い共感）」、「共存（保全と活力ある暮らしの共存）」、「共有（後代の人々との琵琶湖の共有）」を基本方針として、2050 年頃の琵琶湖のあるべき姿を念頭に、約 20 年後の 2020 年の琵琶湖を次世代に継承する姿として設定し、「水質保全」、「水源かん養」、「自然的環境・景観保全」の 3 つを計画目標の柱として取り組むこととなりました。

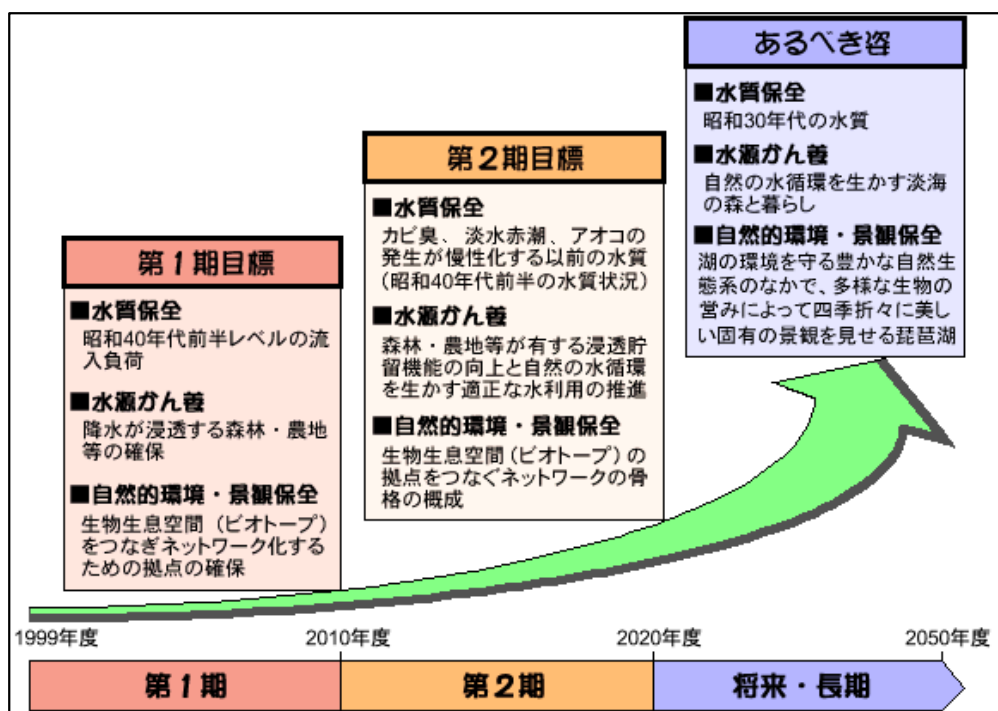


図 5 段階的計画目標（第 1 期）

3.3.3 第 1 期計画の概要

(1) 水質保全

水質保全の第 1 期の目標は「昭和 40 年代前半レベルの流入負荷」でした。

基本的方向性として、下水道整備事業や農業集落排水事業等、これまでの排水処理対策を実施しつつ、処理技術開発による更なる処理水準の向上等の新たな対策に着手し、また、面源対策（農業系対策、土地系等対策）に本格的に取り組むとともに、自然浄化機能の評価の検証や流入汚濁物質の正確な把握をするため調査研究を進め、水質保全施策の効果的、効率的な展開を図ることとしました。

更に、微量化学物質の影響の予見的な取組、汚泥等のリサイクル化による地域循環システムの確立に向けた取組、生態系に配慮した対策や、自然の自浄能力を向上させる対策を実施することとしました。

(2) 水源かん養

水源かん養の第 1 期の目標は「降水が浸透する森林・農地等の確保」でした。

自然の水循環では、土地利用の適正化に向けた取組により浸透、貯留の礎となる浸透域の重点的確保に努めることとし、あわせて永続的に安定させるため、山地保全施設の整備と森林整備を進め、森林の土壌層の安定化を図ることとしました。また、健全な森林を維持するため、森林管理に必要な支援体制の整備に努めることとしました。

一方、人為の水循環では、適正な水利用の形成を目指して、農業用水の循環・反復利用や市街地での雨水利用等のリサイクル型水利用施設の整備等を進めるとともに

に、自然の水循環と人為の水循環に応じた弾力的な節水型水利用に努めることとしました。

(3) 自然的環境・景観保全

自然的環境・景観保全の第1期の目標は「生物生息空間(ビオトープ)をつなぎネットワーク化するための拠点の確保」でした。

基本的方向性として、湖辺域における取組を最優先に、ビオトープのネットワークを形成するための拠点の確保から始め、次いで、琵琶湖を中心に放射状の生態回廊をなす河川、河畔林の保全、回復を優先的に行うこととしました。更にその拠点をつなぎ、全県域のビオトープネットワークの骨格の概成に努めることとしました。一方、琵琶湖と人々との適正な関わりを確立するために、自然への理解、保全意識の普及、各地域の特性を活かした自然的環境・景観の保全と賢明な利用ルールの設定、保全活動への参画手法の工夫、共感に基づく幅広い協調体制の形成等を促進し、たゆまぬ持続的改革に努めることとしました。

(4) 河川流域単位での取組

河川流域単位での取組は、第1期計画の重要な施策の一つであり、「上、中、下流の実情・課題などの共有と相互理解」「パートナーシップの構築と主体的取り組みへの発展」「流域ごとの特性に根ざした新たな生活文化にまで取り組みを高める」ことが謳われました。

3.3.4 第1期計画の評価

一つ目の柱である「水質保全」については、下水道をはじめとする生活排水対策や、工場排水の規制、環境こだわり農業などの取組により、琵琶湖への流入負荷は減少し、第1期の目標である「昭和40年代前半レベルの流入負荷」に近づきつつありました。また、琵琶湖の透明度や全窒素・全りん濃度も改善傾向にあり、琵琶湖の富栄養化の進行はある程度抑えられるようになりました。

しかし、化学的酸素要求量(COD)や全窒素・全りんの環境基準は、北湖の全りんを除いて未達成であり、また、1970年代後半から1990年代前半にかけて多発していた淡水赤潮の発生は少なくなりましたが、アオコについては、昭和58年(1983年)に初めて発生して以降、発生日数、発生水域ともに減少には至りませんでした。

更に、CODが減少しない原因とされる「難分解性有機物の増加」や、「湖の栄養塩バランスの変化」、「深層水の溶存酸素濃度低下」など、新たな問題も顕在化しつつありました。

「水源かん養」については、森林や農用地などの土地利用面積が減少するとともに、手入れが必要とされる人工林のうち、整備が実施された割合が平成20年度(2008年度)時点で65%にとどまるなど、水源かん養機能を十分に発揮するための適切な維持管理などが課題となっていました。また、農地においても、循環かんがいの整

備箇所が一部に限られるなど、琵琶湖流域全体における水循環の改善効果は限定的なものにとどまっており、より効果的・効率的な対策方法の検討が必要となっていました。

「自然的環境・景観保全」については、「ヨシ群落の再生」や「多自然川づくり」などの取組が進められましたが、内湖や水田などの周辺水域と琵琶湖との連続性が妨げられた状態が続くなど、全体として回復の兆しはほとんど見られない状況となっていました。

また、外来魚はやや減少傾向にはありましたが、アユやフナ、ホンモロコ、スジエビなどの漁獲量は減少の一途をたどったままでした。

砂浜やヨシ群落などの自然的景観についても、回復しないままとなっていました。

更に、「南湖における水草の大量繁茂」や「カワウの増加」、「水位操作による在来生物への影響」などが新たに顕在化してきた問題となっていました。

総合的に見ると、第1期計画では、琵琶湖を含めた流域を一つの系（システム）とし、水質や自然的環境・景観、水源かん養機能を一体として保全する視点、琵琶湖の「生態系サービス」全体に関する配慮が不足していたと考えられます。

また、琵琶湖の総合保全に向け、流域の実情に応じた環境を柱とした生活文化にまで高まることを目指して進められた「河川流域単位での取組」は、県民、事業者、市民、行政等が様々な施策や活動を行い、住民の主体的な取組を進めるために一定の役割を果たしましたが、組織化や行政の支援方法の課題もあり、全てが当初の考えどおりの役割を果たしたとは言えませんでした。ただし、各地域での活動の積み上げによって琵琶湖を守ろうとした基本理念は間違っていなかったと考えられます。

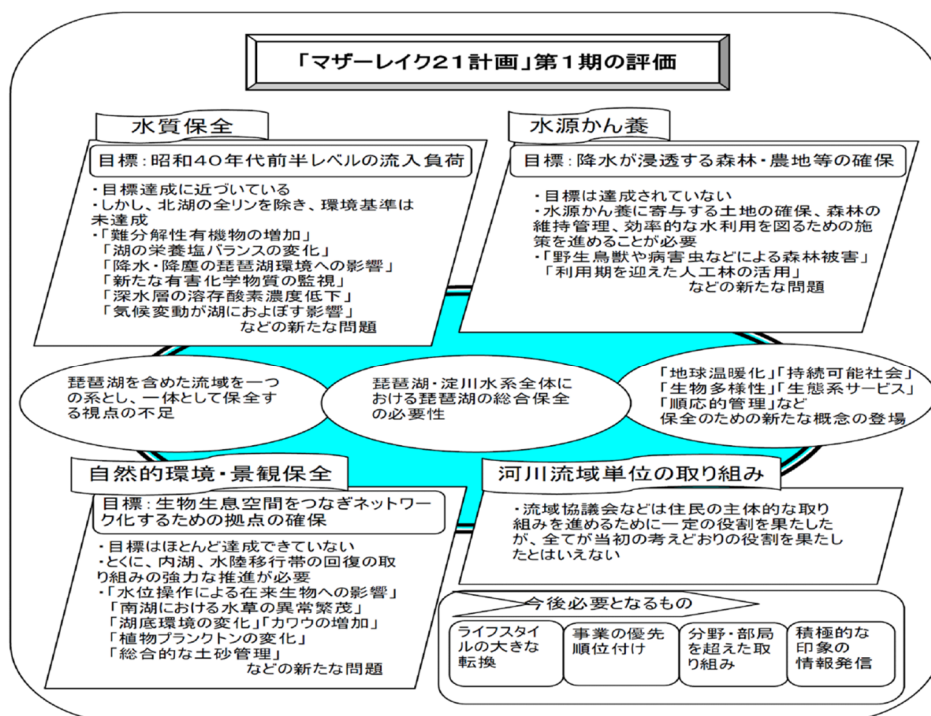


図 6 「マザーレイク 21 計画」第 1 期の評価